

安全管理規定
(小型船旅客運送事業者用)

令和5年6月2日

遠藤得也

目次

第1章	総則
第2章	経営トップの責務
第3章	安全管理の組織
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第7章	安全管理規定の変更
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第9章	運航の可否判断
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保
第12章	輸送施設の点検整備
第13章	海難その他の事故の処理
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第15章	雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって会社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規定における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運行管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事するもの (運航管理者及び運行管理補助者)
(8)	運航管理補助者	運航管理者又は、副運航管理者の職務を補佐する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客の誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして目的の航海を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	航則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法または港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く
(17)	入港	港の区域内、港湾の区域内等に置いて、狭水路、関門等を通行して防波堤等の内部へ進行すること
(18)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと

(19)	反転	目的港への運航の継続を中止し、発航港へ引き返すこと
(20)	気象、海象	風速（10分間の平均風速）、視程(目標を認めること最大距離。ただし視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との直距離)
(21)	運航基準図	航行経路（起終点、針路、変針点検等）航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上いがいの場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条 この規定の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規定及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取り扱い客への遵守事項の周知等については、この規定及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規定及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規定の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の徹底
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な実行
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規定の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。
(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどをして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規定の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運行管理補助者を置く。

- (1) 事務所 安全統括管理者(船長) 1人
 運航管理者 (船長)
 運航管理補助者 1人
- 2 事務所の管理する区域は、次のとおりとする。
 - (1) 事務所 鮎川～金華山及び 女川港から仙台港

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2にきていされた要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規定に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理員等の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は運航管理補助者の中から、運航管理者代行を指名しておくものとする。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務をとるものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶の就航中、職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理補助者にその職務を引継いでおくものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は自己の勤務する事務所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として事務所に勤務するものとする。

2 運航管理補助者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときはあらかじめ別の運航管理補助者に職務を引継いでおくものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。

(2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を記録すること。

(3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規定の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) この規定次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理の他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規定の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。

(2) 船舶の運航全般に関し、輸送の安全を確保すること。

(3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 事務所に勤務する運航管理補助者は運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 事務所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する事務所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実地するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取り扱いに関する作業の実地
- (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の実地
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規定の変更

(安全管理規定の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者はそれぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規定の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、第1項の発議があったときは、関係責任者の意見を参考として規定の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等に付いてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の処置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は適時、運航の可否判断を行い、気象、海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をよらなければならない。

2 船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航中止しなければならない。

4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

6 運航中止措置をとるべき気象、海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合、において、船長から運航中止する旨連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても、船長対して発港、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示し、てはならない。

(経営トップ又は安全統括責任者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップは安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は船長が運航の可否判断を行い、運行を継続する旨の連絡があった場合は、その理由をもとめなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助処置)

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第28条 運航管理者は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項について把握するものとする。

- (1) 気象、海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は次に掲げる場合には必ず安全統括管理者に連絡しなければならない。ただし、(1)及び(2)については運航管理補助者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発行前検査を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は設備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ安全統括管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象、海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各区域ごとに作成し、船舶及び事務所に備えつけなければならない。

ならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

2 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者を、船長は船内作業員の中から船内作業指揮者をを指名する。

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取り扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取り扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗船及び下船、並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発港前点検)

第35条 船長は発港前に船舶が航海に支障ないか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第36条 船長は別紙「船内巡視実地要領」に従い旅客室その他必要と認める場所を確認をし法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その異常の有無を確認をしなければならない。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第38条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は飲酒等の後正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0, 15mg以上である間、当直をしてはならない。

3 船長は乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0, 15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

第40条 船長は次の設備、装置等について点検簿を作成し、それによって、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発行前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備

- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備
- (13) 航海用具
- (14) 乗降用設備
- (15) 放送設備
- (16) その他（衛生設備、掲示板等）

2 船長は前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに安全統括管理者に次の事項を報告（運航管理補助者を經由する場合を含む。）するものとする。

- (1) 異常のある箇所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置
- (2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある箇所及びその状況

3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに事務所に対し、当該状況を通報し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

（陸上施設の点検整備）

第41条 削除

第13章 海難その他の事故の処理

（事故処理に当たっての基本的態度）

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とする。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上で取りうるあらゆる措置をこうずること。

（船長の取るべき措置）

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための、措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに安全統括管理者及び海上保安官署に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡をおこななければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（運航管理者の取るべき措置）

第44条 運航管理者又船長は事故が発生したとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

（経営トップ及び安全統括管理者の取るべき措置）

第45条 安全統括管理者は運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるものとする。

2 安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握、分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また

現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第47条 事故関係の通信は最優先させ、急速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第48条 運航管理者は事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要および事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故調査委員会)

第49条 運航管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善にを図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第50条 安全統括管理者および運航管理者は事務所と協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規定（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は航路の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第51条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を安全統括管理者に報告するものとする。

(訓練)

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを、実施しなければならない。訓練は会社全体体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

2 訓練の前後には打ち合わせを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記録)

第53条 運航管理者は前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくもの。

(内部監査及び見直し)

第54条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規定の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに示威しする。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査をおこなう。

第15章 雑則

(安全管理規定等の備付け)

第55条 安全統括管理者及び運航管理者はそれぞれの職務に応じ、安全管理規定（運航基準、作業基準、事故処

理基準及び地震防災対策基準を含む。)及び運航基準図を船舶、営業所、その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けておかなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第56条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。

- 3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全に係る意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。

- 4 安全統括管理者は輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。

また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附則

この規定は、平成 18 年 1 2 月 3 1 日より実施する。

この規定は、令和 4 年 5 月 1 8 日より実施する。

この規定は、令和 5 年 6 月 2 日より実施する。

運 航 基 準

令和5年6月2日

遠 藤 得 也

目 次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規定に基づき鮎川港～金華山港及び女川港から仙台港の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象、海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象、海象 港名	風速	波高	視程
鮎川港～金華山港	12 m/s 以上	1.0 m 以上	300 m 以下

2 船長は発航前において、航行中に遭遇する気象、海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがある時は、発航を中止しなければならない。

風速 12 m/s 以上	波高 1.0 m 以上
--------------	-------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船処置その他の適切な処置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
12 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.0 m 以上	横揺れ 度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象、海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し反転の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速 12 m/s 以上	波高 1.0 m 以上
--------------	-------------

4 船長は航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにそのときの状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 300 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象、海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適船の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象、海象 港名	風速	波高	視程
鮎川港	12 m/s 以上	1.0 m 以上	300 m 以下

(運航可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を事務所及び船内（検査簿、点検簿、航海日誌）に記録するものとする。運航中止基準に達した又達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海配置
- (4) 荒天航海配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点地及びの位置並びにこれらの相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道の区間
 - (5) 通行船舶、漁船等により通常、船舶がふくそうする海域
 - (6) 船長が運航管理補助者と連絡を取るべき地点
 - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。
- 3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用（第1）基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用（第1）基準経路	周年

(速力基準等) 速力基準は、次表のとおりとする。

船名	くろしお3号 ・ くろしお	
	速力	毎分機関回転数
最 微 速	3.5ノット	700rpm
微 速	5.0ノット	1,000rpm
半 速	10.0ノット	1,800rpm
航 海 速 力	20.0ノット	2,700rpm

- 2 船長は速力基準表を船橋及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

第9条 鮎川港の航法

- (1) 船舶は入港しようとするときは、水路の右側を航行し、鮎川防波堤赤灯台を左に見て通過しなければならない。
- (2) 船舶は水路においては、他の船舶と並行して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する事務所の運航管理補助者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 黒崎地点、
- (2) 連絡事項
 - ① 通過地点名
 - ② 通過時刻
 - ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港10分前となったときは(鮎川港向け航行中黒崎に至ったときは)事務所に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項。

2 前項の連絡を受けた事務所は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪、(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡方法は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する事務所	携帯電話及び154MHz無線 デジタル簡易無線
(2)	緊急の場合	事務所	携帯電話及び154MHz無線 デジタル簡易無線

(機器点検)

第13条 船長は、入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)500m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検をじっしする。これは短い航路において、1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録) 第14条船長及び運航管理者は基準航路の変更に関して協議をおこなった場合は、その内容を日誌又は航海日誌に記録するものとする。

作 業 基 準

令和5年6月2日

遠 藤 得 也

目 次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取り扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規定に基づき、人の運送をする内航不定期航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し、等の作業を実地する。

2 船長は、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実地する。

第3章 危険物等の取り扱い

(危険物等の取り扱い)

第3条 危険物の取り扱いは、運航管理者の指示に従い危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取り扱いについては、運航管理者の指示に従い運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業員又は船長は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理補助者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いの下に、点検し必要措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員指揮者は前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を、運航管理補助者に報告すること。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。

3 離岸10分前になったときは、船長は陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。

4 陸上作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(離岸作業)

第5条 運航管理者又は運航管理補助者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港をさせるとともに、(発航の合図をさせる。)とともに見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上に支障ないことを確認して、その旨を船長に連絡し、陸上作業員を所定の位置に配置する。

(着岸作業)

第6条 運航管理者又は運航管理補助者は、船舶の着岸時刻10分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。

2 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実地する。この場合、運航管理者又は運航管理補助者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

3 陸上作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実地する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、等の乗降用設備の保安に十分留意する。

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員に合図する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、船長の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為または、迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を提示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領 (非常信号、避難経路等)
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 高速航行中におけるシートベルトの着用
- (5) 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。

第11条 船長は救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の処置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化など、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

事故処理基準

令和5年6月2日

遠藤 得也

目次

- 第1章 総則
- 第2章 事故等発生時の通報
- 第3章 事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は安全管理規定に基づき、当社の運行中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規定の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に旨することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運行中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする。

船舶の海難事故

- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、障害又は暴行、脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前期(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運行中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したのから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の海上保安官署への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄の海上保安官署等に行うものとする。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したのから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、滞遅なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象、海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主、船長名（できれば住所、連絡先） ー船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） 船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（ある時はd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷及び状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除処置）

e	強取、殺人傷害、暴行など 不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、指名等 ⑤ 被疑者が凶器をし所持している場合、その書類、数量等 ⑥ 処置状況
---	----------------------	---

f	人身事故 (行方不明を除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品など
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 処置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 処置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき処置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な処置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 自身事故に対する早急な援護
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実地

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客に対する現状及び処置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき処置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入稿連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な処置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の処置を講じたことにもかかわらず船舶の動静を把握出来ないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条(非常連絡)に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったときまたは船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な処置はおおむね次のとおりである。

- ① 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- ② 海上保安官署への救助要請
- ③ 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船等の手配
- ④ 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- ⑤ 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- ⑥ 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための処置
- ⑦ 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者、運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 運航管理者(船長)	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実地、その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策班 庶務対策班 (運航管理補助者)	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関すること。 被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対、救援関係物資調達・補給、その他庶務に関すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な処置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 削除